



◆◆◆ 新宿ビズタウンメール 2020年3月6日号



---

発行：新宿区文化観光産業部産業振興課

---

\*目次\*

- 〈1〉 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業支援について
    - ・経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）の要件緩和
    - ・セーフティネット保証制度
    - ・雇用調整助成金の要件緩和について
    - ・新型コロナウイルス対策補助事業
    - ・相談窓口について
  
  - 〈2〉 新型コロナウイルス感染症に関する区の施策
    - ・商工相談
    - ・中小企業向け制度融資
    - ・マル経融資（小規模事業者経営改善資金）利子補給
- 

---

〈1〉 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業支援について

---

中小企業者等を対象とした資金繰り支援対策についてお知らせします。

■経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）の要件緩和

日本政策金融公庫において、資金繰り支援の必要がある場合、売上高の減少等の程度に関わらず、貸付の対象とします。

また、セーフティネット貸付とは別に、新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方の経営を安定させるために必要な運転資金を融資します（衛生環境激変特別貸付）。そのほか、海外展開・事業再編資金もあります。

融資の詳細は日本政策金融公庫の各支店へお問い合わせください。

詳細はこちら↓

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid\\_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html)

## ■セーフティネット保証制度

[セーフティネット保証4号]

指定地域（47都道府県）内で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している中小企業者・小規模事業者の資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号の利用が可能になりました。

[セーフティネット保証5号]

新型コロナウイルス感染症により、特に重大な影響が生じている宿泊業や飲食業等、40業種に対し、セーフティネット保証5号の対象業種として追加指定が行われます。（指定期間は3月6日から3月31日まで）

セーフティネット保証5号追加指定業種リスト

【令和2年3月6日から令和2年3月31日】

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000280794.pdf>

セーフティネット保証5号指定業種リスト

【令和2年1月1日から令和2年3月31日】

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000280793.pdf>

セーフティネット保証の認定は新宿区で行っています。

詳細はこちら↓

[http://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/file04\\_04\\_00002.html](http://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/file04_04_00002.html)

セーフティネット保証制度については中小企業庁のホームページにより最新の情報をご確認ください。

詳細はこちら↓

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)

## ■雇用調整助成金の要件緩和について

### 雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

### 特例措置の内容（一部抜粋）

- [1]休業等計画書の事後提出を可能とします。
- [2]生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。

その他、要件の詳細については厚生労働省のホームページをご確認ください。

詳細はこちら↓

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pagel07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagel07.html)

具体的な相談は都道府県労働局またはお近くのハローワークへお問い合わせください。

詳細はこちら↓

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

## ■新型コロナウイルス対策補助事業

### [1]マスク生産者設備導入補助事業

感染症対策の基本として必要なマスク不足を解消するため、国からの増産要請を受けてマスク生産設備の導入をする事業者に対して支援します。

詳細はこちら↓

[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2019/pdf/yobihi\\_pr\\_0214.pdf](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/pdf/yobihi_pr_0214.pdf)

### [2]生産性革命推進事業（ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金）

サプライチェーンの毀損や今後の事業継続性確保等に対応するための設備投資や販路開拓、IT導入による効率化などに取り組む事業者を優先的に支援します。

詳細はこちら↓

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/seisanseikakumei\\_pr.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/seisanseikakumei_pr.pdf)

その他、要件等の詳細については経済産業省のホームページをご確認ください。

詳細はこちら↓

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

#### ■相談窓口について

国や東京都などでは新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口を設置しています。

詳細はこちら↓

[https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01\\_000001\\_00005.html#mark1](https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00005.html#mark1)

---

## <2> 新型コロナウイルス感染症に関する区の施策

---

新宿区では、資金繰りや経営に関する相談を受け付けています。

#### ■商工相談(事前予約制)

新型コロナウイルスの流行に関連する相談に中小企業診断士が対応します。

- ・ 中国からの部品、原材料、商品の仕入れに支障をきたしている
- ・ 客が減少し、売上が落ちている

などのお困りごとがある方はぜひご相談ください。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

[https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/file04\\_05\\_00003.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/file04_05_00003.html)

#### ■中小企業向け制度融資

中小企業者の皆さんが必要な事業資金を低利で受けられるように、制度融資取扱金融機関に対して融資をあっせんし、利子や信用保証料の一部を補助しています。

[ 資金の例 ] 小規模企業資金、経営応援資金

その他にも様々な種類の融資をご用意しています。

なお、区の制度融資をご利用いただくためには要件があります。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

[https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/file04\\_04\\_00001.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/file04_04_00001.html)

■ マル経融資（小規模事業者経営改善資金）利子補給

マル経融資は、東京商工会議所の推薦に基づき融資される無担保・無保証の公的融資制度です。新宿区では支払った利子の一部を補助しています。

詳細は東京商工会議所新宿支部へご確認ください。

詳細はこちら↓

<https://www.tokyo-cci.or.jp/shinjuku/>

新型コロナウイルスに関する中小企業支援情報は、随時、新宿区のホームページでご案内しています。

詳細はこちら↓

[https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01\\_000001\\_00005.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00005.html)

---

このメールマガジンに掲載されている情報については、内容が変更されたり終了している場合もありますので、必ず詳細を直接主催者にご確認ください。

本メールマガジンの配信解除は下記アドレスからお手続きください。

[https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01\\_002144.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_002144.html)

このメールには返信できません。

不明な点等ございましたら、下記問合せ先までお尋ねください。



新宿区文化観光産業部産業振興課

〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 B I Z 新宿

電話番号：03-3344-0701

FAX 番号：03-3344-0221

インターネットによるお問合せ：

[https://www.city.shinjuku.lg.jp/soshiki/261100shoko\\_00001.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/soshiki/261100shoko_00001.html)

